

令和2年第11回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年11月12日（木） 午前9時30分～午前11時20分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春 3番：田口 昭広 4番：小島 政文

5番：尾上 春樹 6番：告宮 幸一 7番：塚本 壽

8番：山田 和治 9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

2番：道園 浩二

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：藤井 雅史

10番：小崎 良一 11番：木川 保 13番：西村 隆

14番：草野 義雄 15番：湊上 米作

（欠席：1名）

12番：一川 清

○農業委員会事務局：3名

事務局次長：才保 親哉 係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第24号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第2 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第26号 農地形状変更届出書について

日程第4 報告第27号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

日程第5 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第7 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第8 議案第47号 農用地利用集積計画の審議について

日程第9 議案第48号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか
否かの判断について（非農地判断）

日程第10 議案第49号 農業委員の担当区域の設定について

日程第11 議案第50号 農用地利用集積計画の取り消しに係る審議について

発言者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和２年第１１回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 ２番の〇〇委員、１２番の〇〇推進委員から、欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は３番の〇〇委員、４番の〇〇委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の内容に漏れが２か所ありましたので、追記をお願いします。 まず、議案書９ページの議案第４７号の賃貸借権設定の部３番で、配布しております別紙のとおり、賃貸人の欄に名義人の氏名の追記をお願いします。また、議案書１５ページの使用貸借権設定の部５番で、同じく貸人の欄に名義人の氏名の追記をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第２４号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の１ページをお願いします。 報告第２４号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 ２番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第２４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第２４号については、これで終わります。

	次に、報告第 2 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 報告第 2 5 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について。 農地法第 1 8 条第 6 項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 2 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 3 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 5 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 5 号については、これで終わります。 次に、報告第 2 6 号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 2 6 号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、客土を行い、農機具の搬入等、耕作しやすい環境を整えるということです。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「女島地区生涯学習センター」の北東側、約 1 7 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、隣接道路より低い位置にあり、農機具の搬入に不便であることから、客土を行い、整備するということです。

議案書に戻ります。

2番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

造成の理由は、令和2年7月豪雨により、被害を受けたことにより、豪雨災害対策のため、客土するということです。

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「JAあしきたガソリンスタンド」の東側、約30mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は令和2年7月豪雨の被害を受けており、ハウス等も建て替えるため、併せて客土を行い、水害対策をするということです。

議案書に戻ります。

3番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

造成の理由は、令和2年7月豪雨により被害を受け、豪雨災害対策のため、客土するということです。

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「上白木公民館」の西側、約800mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により、土砂が搬入している状態でした。水田としての維持が困難となったため、畑に地目変更を行うということです。

議案書に戻ります。

4番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

造成の理由は、令和2年7月豪雨により、被害を受け、豪雨災害対策のため、客土するということです。

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、先ほど説明した場所の南側になります。

現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により、土砂が搬入している状態です。水田としての維持が困難となったため、畑に地目変更を行うということです。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	1 1 月 9 日に事務局と〇〇委員の 3 名で現地を見てまいりました。先ほど、事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	この申請地付近は、以前から水害の被害がある所で、大尼田地区の方へ県道が出来てから、頻繁に被害を受けるようになりました。7 月豪雨では、県道路面の 20 c m くらい上がって、イチゴの苗等が全滅したのは、私も確認しております。 申請地も現状は、使えないような状態だと認識しておりますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先日、事務局と〇〇委員と現地確認に行きまして、〇〇委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	3 番と 4 番の案件をまとめて 6 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	わからないことが多いですが、ご指導よろしくお願いします。 先日、現地を確認してまいりましたが、確かに酷い現状でした。 私もこれから一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	1 1 月 9 日に 2 か所、確認してまいりました。ある程度、埋めている状態にありまして、申請地横に川が通っていて、どの程度埋め立てるのか、申請者に確認してまいりました。今後は、建設業者の方で埋め立てることなので、どのような風になるのか、見ていきたいなと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 26 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 26 号については、これで終わります。 次に、報告第 27 号「農地法施行規則第 29 条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 報告第 27 号、農地法施行規則第 29 条の規定による届出について。 農地法施行規則第 29 条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報

	告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農業用倉庫です。 転用目的が農業用施設であり、転用面積が 1 3 2 m²で 2 0 0 m²未満のため、農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により、許可が不要な転用になります。 ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「南九州西回り自動車道」の北東側、約 4 0 0 m の場所で、黒く塗りつぶしている部分を農業用倉庫として整備する計画です。 現地確認ですが、日照・通風等に影響はなく、営農条件の支障はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。 申請地は、赤松地区になりますが、申請者の自宅は水害により、被害を受けており、新しく住居と倉庫を建てるという話を聞きました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と議長の申したとおりでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 7 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 7 号については、これで終わります。 次に、議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 4 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名について

は、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、隣接自己所有地があり、農地の集約化を行い、経営規模を拡大する。となっています。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「田浦インターチェンジ」の南東側、約180mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、水稻が作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、売り渡す。譲受人は、隣接に自己所有地があり、農地の集約化を行い、経営規模を拡大する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり売り渡す。

譲受人事由ですが、隣接に自己所有地があり、耕作が行いやすく便利なため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「大野松生地区集落センター」の西側、約30mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、草払い等適正に管理されており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、隣接に自己所有地があり、耕作管理が行いやすく便利なため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり売り渡す。

譲受人事由ですが、経営規模の拡大を図るため買い受け、果樹を栽培する。となっています。

ピンク色総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「女島西地区浄化センター」の東側、約 5 0 m の場所になります。

現地確認では、申請地は現在、草払い等適正に管理されており、買い受け後は、デコポンを作付けし、耕作管理するということでした。

黄色調査書の 3 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大を図るため買い受け、果樹を栽培する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

4 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、譲渡人の要望もあり、買い受け、耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「ロッキー芦北店」の東側、約 2 7 0 m の場所になります。

現地確認では、申請地は現在、草が生い茂っており、買い受け後は野菜を作付けする計画で、適正に耕作管理するということでした。

黄色調査書の 4 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、売り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、買い受け、耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。
以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の 6 ページをお願いします。

5 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、他県に居住しているため、耕作管理ができないので、譲受人へ贈与する。

譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。

ピンク総会資料の 10 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「田浦インターチェンジ」の南東側、約 280 m の 2 筆と次の 11 ページ「田浦阿蘇神社」の南西側、約 400 m の 1 筆及び 12 ページ「芦北町役場田浦支所」の西側、約 360 m の 1 筆の合計 4 筆になります。

現地確認では、申請地は全て、草が生い茂っており、買い受け後は草払い等、適正に管理するということでした。

黄色調査書の 5 ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、他県に居住しているため、耕作管理できないので、譲受人へ贈与する。譲受人は、贈与を受け、引き続き耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

6 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり、売り渡す。

譲受人事由ですが、隣接に自己所有地があり、便利で規模拡大を図るため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の 13 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「小田浦阿蘇神社」の南西側、約 300 m の場所になります。

現地確認では、申請地は現在、野菜等が作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に耕作管理するということでした。

	黄色調査書の6ページをお願いします。 契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、高齢により、耕作管理が困難なため、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、隣接に自己所有地があり、便利で規模拡大を図るため、買い受ける。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件は、私が担当地区ですので、私が説明します。 先ほど、事務局から説明のありましたとおり、インターチェンジの付近になりますが、譲渡人は、果樹を幅広く経営しておりまして、記載されているとおり、労力不足ということでございますので、よろしくお願いします。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	議長が申されたとおりでございます。譲受人は、建設業者の方になりますが、隣の農地になりますので、よく管理されると思いますので、問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。
議長	2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	11月9日に〇〇推進委員と事務局と現地確認に行きましたけれども、申請者の自宅隣接地になりますので、非常に耕作がやりやすいということで、適正だと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	9日に事務局、〇〇委員と現地を確認しました。何ら問題と思いますので、よろしくお願いします。
議長	3番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	9日に〇〇委員と事務局と現地へ行ってきました。元々、譲渡人の田は別の方に貸しておられたわけですが、草が生い茂り、耕作していない状況でしたので、今回、譲受人が買い受けるということです。譲受人は、申請地付近にデコポンを作っておられますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	4番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおりです。また、譲渡人はあまり農業に従事してお

	られませんし、形状変更の関係で2～3年はできないと思いますが、良かったのではないかと思います。よろしくお願いします。
議長	5番の案件で田浦地区の3筆を私が担当地区ですので、私が説明します。 この3筆に関しては、セイタカアワダチソウが生えており、鹿等の被害も見受けられましたので、譲受人には、草を払っていただいて、鳥獣害の被害が減少されるように指導してまいりました。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	議長が言われたとおりでございます。ものすごく茂っておりましたので、後の管理をお願いいたしました。よろしくお願いします。
議長	田浦町地区の説明を9番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	9日に〇〇推進委員と事務局と見に行きました。譲渡人が遠くにおられるため、管理が出来ていなくて、元々、申請地付近は湿田で作りにくい田んぼのため、大変だと思いますが、管理をお願いしてきました。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。
議長	6番の案件を1番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	9日に事務局と私と〇〇推進委員で現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。何ら問題ないと思います。譲受人所有の農地の隣になりますので、便利ではないかと思えます。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	9日に〇〇委員と事務局と見に行きまして、〇〇委員の報告どおりで、何も問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第44号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番については、3番の〇〇委員が関係しますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) それでは、お諮りします。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員に入室をお願いします。 (〇〇委員、着席) 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は植林です。 ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「高岡集落センター」の南側、約580mの場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しているが、3m程の高低差があり、日照・通風等の影響はないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。 ピンク色総会資料の15ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水になります。 ピンク色総会資料の16ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広

がりは斜線部分の約0.8haです。

黄色調査書の7ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は山林化しており、猪害等により生産性が低下し、耕作を継続することが困難であることから、センダンを植林し、山林として管理するため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は植林です。

ピンク色総会資料の17ページをお願いします。申請地の位置図をお願いします。

申請地は、「古石交流館みどりの里」の南東側、約170mの場所になります。

現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在するが、自己所有地であり、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。

ピンク色総会資料の18ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の19ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の約0.8haです。

黄色調査書の8ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は山林化しており、猪害等により生産性が低下し、耕作を継続することが困難であることから、杉180本を植林し、山林として管理するため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に

	については、問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番から 2 番の案件をまとめて、10 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局と〇〇推進委員と現地に行って確認しました。この申請地は、かなり管理されています。事務局が説明したとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の言われたとおり、周囲に迷惑のかかるところはないと思いますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 45 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、申請地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は浄化槽及び駐車場敷地です。本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

	ピンク色総会資料の 20 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「計石郵便局」の南東側、約 150 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は以前から借り受けて利用していたが、転用申請を怠っていたため、今回の申請になったとのこと。また、申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 21 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は既存の浄化槽により、北側の排水路に排水する計画です。 ピンク色総会資料の 22 ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約 0.2 ha です。 黄色調査書の 9 ページをお願いします。 ●契約の種類は賃貸借です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるが 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「賃借人は、水産食料品加工及び販売業を営んでおり、申請地を約 19 年程前から、シラス加工場から出る汚水の処理施設及び駐車場として利用していたが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	私と〇〇推進委員と事務局で確認してまいりました。事務局の説明のとおりです。駐車場として利用されているため、きれいな状態にあります。周りに迷惑をかけることも無いと思いました。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明のとおりで、駐車場として利用されているような状況でございました。周りに影響はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４６号について、質疑ありませんか。 …７番、〇〇委員。
〇〇委員	この件について、反対意見というわけではありません。 この地域は放棄されている田んぼが多い状態です。農地を整備する際に、遊水地と整備の両方がなかなか両立しないという件があるみたいです。遊水地をとっておかないと、既存の住宅には水が押し寄せて大変な被害が起こるということで、この地域については、埋め立てる場合等は、特に神経を使って、やっていくべきところではないかと思っています。以上です。
議長	貴重なご意見ありがとうございました。 他に質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第４７号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の９ページをお願いします。 議案第４７号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の１年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ２番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の３年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 10 ページをお願いします。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は花卉で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 11 ページをお願いします。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

12 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

13 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 12 ページをお願いします。

14番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

15番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

16番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

17番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の15年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

18番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の15年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の13ページをお願いします。

19番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の15年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

20番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

21番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の15年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の5年間です。

2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の5年間です。

議案書の14ページをお願いします。

3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の10年間です。

	議案書の１５ページをお願いします。 ４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の１０年間です。 ５番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の１０年間です。 ６番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の１０年間です。 ７番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の１０年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４７号について、質疑ありませんか。 …７番、〇〇委員。
〇〇委員	９ページの賃貸借権設定の２番と３番の件で、賃借人に賃借料が高いのではないかと尋ねたのですが、今までの貸借どおりとのことでした。ですが、議案書には新規と記載してあります。説明をお願いします。
事務局	詳細については、本人から直接聞いたわけではありませんが、現在、コロナウイルス対策で、国の方から所得が減収した方に対して給付金が出るということで、その給付金を受けるためには、農家台帳に記載されていることが条件となっています。そのために、今までは農業委員会を通さずに貸し借りされていた方が、農家台帳に載せるため、今回もですが、利用権設定の議案が多く出ております。 この設定も、そのための新規設定だと思います。
〇〇委員	わかりました。 貸し借りについては、農業者もどんどん減っていくわけですから、集約化していかないといけませんが、賃借料が高かったりすると集約化がなかなかスムーズにいかないような状況にならないか危惧しておりますので、意見を述べさせてもらいました。
議長	ありがとうございます。 他に、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
4 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。
5 番については、〇〇推進委員が関係していますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。

(〇〇推進委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

5 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。
〇〇推進委員に入室をお願いします。

(〇〇推進委員、着席)

6 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。
7 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。
8 番については、〇〇推進委員が関係していますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。

(〇〇推進委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

8 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。
〇〇推進委員に入室をお願いします。

(〇〇推進委員、着席)

9 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。
14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。
15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。
16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。
17番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。
18番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、18番については、原案のとおり決定しました。
19番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、19番については、原案のとおり決定しました。
20番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、20番については、原案のとおり決定しました。
21番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、21番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 7番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第48号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の16ページをお願いします。 議案第48号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1番、申請者の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。

	詳細は、別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」により説明します。 別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「女島地区生涯学習センター」の南側、約 1.5 km の場所です。 2 ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。 3 ページには、現況写真を載せています。 申請地は写真のとおり、森林の様相を呈しています。 4 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	9 日に事務局と〇〇委員と 3 人で現地確認に行きました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 48 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 49 号「農業委員の担当区域の設定について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 17 ページをお願いします。 議案第 49 号、農業委員の担当区域の設定について。 農業委員の担当区域を下記のとおり定めることについて、本会の議決を求めるものです。 農業委員の氏名及び担当する区域については、記載のとおりです。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４９号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第４９号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第４９号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第５０号「農用地利用集積計画の取り消しに係る審議について」を議題とします。 今回の案件は、関係者であります〇〇氏に出席を求めていますので、〇〇氏に入室をお願いします。 （〇〇氏、入室） それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	説明いたします。 議案書の１８ページをお願いします。 議案第５０号、農用地利用集積計画の取り消しに係る審議について。 農業経営基盤強化促進法の基本要綱第９第４項（１）の規定により、農用地利用集積計画の取り消しに係る審議について、本会の意見決定を求めるものです。 この件は、先月の１０月９日に開催した、第９回農業委員会総会の農用地利用集積計画の審議において、意見決定を行ったものですが、議案書記載の利用権設定において、法令に定める要件を満たしていなかったにもかかわらず手続きを行ったため、取り消しについてお諮りするものです。 利用権設定の土地の詳細及び利用権設定者の住所・氏名、設定内容は記載のとおりです。 詳細について、説明します。 令和２年９月１４日、賃借人から利用権設定の申出がありました。 令和２年９月１６日か１７日ですが、賃貸人が亡くなったことがわかりました。死亡日は９月１３日です。賃貸人が利用権設定申出書の提出前に亡くなっていたことを確認したため、賃借人に連絡をとり、誰から印鑑を押してもらいましたか、賃借料は誰に支払うのですかということを確認したところ、賃貸人の息子さんから印鑑を押してもらっているということだったので、安易に息子さんを契約の継承者であると思い込み、受付を行いました。

	令和２年１０月９日の農業委員会総会で審議し、意見決定を行いました。 令和２年１０月１４日に農用地利用集積計画の公告を行い、契約成立となりました。その後、賃貸人の息子さん及び賃借人に利用権設定申出書の写しを発送しました。 令和２年１０月２２日、この件につきましては、賃貸人の相続人のお一人から、本利用権設定について、同意しないとの申立てがあり、再調査、審議を行ったものでございます。 事務局としましては、本来ならば、賃貸人が亡くなったことを知った時点で、申請書の取り下げを行ってもらう必要がありました。 また、安易に息子さんを契約の継承者と判断してしまったことに瑕疵がありました。 相続者全員の確認を行い、相続権利者全員の同意を書面で得るべきところでありましたが、相続者全員の確認を行わずに賃貸人の息子さんの了解を得ているという確認のみで、同意があったものと思い込み、受付を行ってしまいました。 このような場合の事務的な処理ですが、お配りしました別紙資料２を見ていただければと思います。 農業経営基盤強化促進法の基本要綱第９の第４項を抜粋しております。 （１）農用地利用集積計画の作成は、これを公告することにより特定人の権利義務を具体的に決定することとなることから、行政処分にあたると解されます。したがって、法令に定める要件又は手続きに違反した作成又は公告が行われた場合には、その行政処分はいわゆる瑕疵ある行政処分であり、市町村はこれを取り消すことが必要です。と記載されています。 また、（３）この場合において、農用地利用集積計画の取消しは、市町村が、その取消しの公告をすれば足りますが、取扱上は要件違反等について、農業委員会の同計画を取り消す旨の決定を得て行うことが適当です。と記載されています。 つまり、先月の総会で審議していただいた、議案書記載の利用権設定については、法令に定める要件又は手続きに違反した公告でありますので、農業委員会の意見決定を得た上で、取り消しを行うものです。 賃貸人及び賃借人に対しましては、瑕疵ある手続きを行ったことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが無いよう、事務の見直しを行い、適正な事務に努めてまいりたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、本案件に関係がある〇〇氏から意見等をお聞きします。

〇〇氏	女島地区で、サラ玉と甘夏等を作っております、〇〇です。 この度、農業委員会に提出しました、利用権設定申請書について申し上げます。 皆様もご存じかと思いますが、コロナウイルス対策で国の方から、高収益作物に対する給付金が出るということで、これを受給するためには、借りている農地に関して、利用権設定をしないと認められないということでしたので、早速、申請しようと思いました。 賃貸人の〇〇さんが入院中でしたので、賃貸人の長男である〇〇さんに農地の貸し借りについて、具体的に説明を行わないまま、印鑑をいただき、氏名・住所等は「私が書いておきます。」ということで、書類の方をいただきました。 本来ならば、きちんと説明を行い、住所・氏名を書いてもらうべきところでしたが、賃貸人の〇〇さんが入院中であり、長男の〇〇さんも仕事で忙しいと思い、私が書きました。 農業委員会に提出した後、事務局から電話があり、賃貸人さんが亡くなっていますが、誰から印鑑をもらいましたか、賃借料等は誰に支払うのかを尋ねられましたので、長男の〇〇さんであると答えました。 その後、利用権設定は成立とされましたが、長男さんは農地の貸し借りについては、覚えがないということを知りました。 長男さんにきちんと説明をして確認をとり、申請を行うべきでした。 賃貸人の〇〇さんのご親族及び農業委員会に大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありませんでした。 この利用権設定については、取り消していただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
議長	今までの経過報告をしていただきました。 本案件に関する説明がありましたが、議案第50号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	経過を聞きましたが、やむを得ないと思います。ですが、女島地区の農地を女島地区の人が引き受けて栽培をするということは、この上ない良いことだと判断いたします。再度、体制を整えて申請していただければと思います。以上です。
議長	他にありませんか。 …10番、〇〇委員。
〇〇委員	確認したいのですが、現在の名義人は長男さんではないのですか。
事務局	お答えいたします。 議案書に記載しているとおり、現在も名義人は変わっておりません。

〇〇委員	相続人の方々に、もう一度きちんと説明し、同意を得られた後に申請していただけだと思います。
議長	他に、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第５０号 農用地利用集積計画の取り消しについて、議案書記載の農地利 用集積計画を取り消すことについて、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第５０号については、原案のとおり決定し ました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。